

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の経営の安定と発展を図るため、予算の範囲内において市内中小企業に伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経営安定資金（運転） 神奈川県中小企業制度融資要綱（平成12年4月1日施行。以下「県制度要綱」という。）第8条第1号に規定する経営安定資金（以下「県経営安定資金」という。）のうち、運転資金をいう。
- (2) 経営安定資金（設備） 県経営安定資金のうち設備資金をいう。
- (3) 小口零細企業保証資金（設備） 県制度要綱第9条第1号に規定する小口零細企業保証資金のうち、設備資金をいう。
- (4) 小規模事業資金（設備） 県制度要綱第9条第2号に規定する小規模事業資金のうち、設備資金をいう。
- (5) 事業振興資金（設備） 県制度要綱第9条第3号に規定する事業振興資金のうち、設備資金をいう。
- (6) 小規模企業者等設備貸与事業 公益財団法人かながわ産業振興センターが行う小規模企業者等設備貸与事業をいう。
- (7) ライフステージ別資金（創業期）（運転・設備） 県制度要綱第10条第1号に規定するライフステージ別資金（創業期）をいう。

(利子補給の対象)

第3条 利子補給金の交付を受けることのできる者（以下「利子補給対象者」という。）は、次に掲げるもので、取扱金融機関（県制度要綱第4条第2項に定める「取扱金融機関」をいう。）に約定利子又は損料を支払ったものとする。

- (1) 経営安定資金（運転）の融資を神奈川県中小企業制度融資実施要領（平成12年4月1日施行）第3項第3号の規定により受けた者で、市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいるもの
- (2) 経営安定資金（設備）、小口零細企業保証資金（設備）、事業振興資金（設備）又は小規模事業資金（設備）の融資を受けた者で、市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいるもの
- (3) 小規模企業者等設備貸与事業を利用した者で、市内に事業所を有し、かつ、継続して1年以上同一事業を営んでいるもの

- (4) ライフステージ別資金（創業期）（運転・設備）の融資を受けた者で、開業した住所又は開業予定の住所を市内に置くもの
（交付の制限）

第4条 市長は、利子補給対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金を交付しない。

- (1) 市税を完納していないとき。
- (2) 融資の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めるとき。

（利子補給金の額及び期間）

第5条 利子補給金の額は、融資制度による当初の金銭消費貸借契約の返済条件に基づく支払利子（遅延分を除く。）につき、各資金ごとに別表に定める補給率、補給期間及び補給限度額により算出した額以内とする。ただし、利子補給期間内に一括返済したときは、その一括返済した月の前月までとする。

2 補給期間内に市内で営業を行わなくなった場合は、営業を行わなくなった月の前月までを補給期間とする。

3 補給額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 利子補給金の交付を受けようとするものは、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子について、次の各号に掲げる資金の区分に応じて、当該各号に掲げる申請書に、取扱金融機関の約定利子支払額証明を受け、翌年1月末日（資金の貸付けを12月に受けた場合にあっては、その翌年に限り、2月末日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 経営安定資金（運転） 伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書（第1号様式）

(2) 経営安定資金（設備）、小口零細企業保証資金（設備）、小規模事業資金（設備）、事業振興資金（設備）、小規模企業者等設備貸与事業 伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書（第2号様式）

(3) ライフステージ別資金（創業期）（運転・設備） 伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書（第3号様式）

2 損料については、伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類を添えて、翌年1月末日（設備の貸付けを12月に受けた場合にあっては、その翌年に限り、2月末日）までに市長に提出しなければならない。

(1) 損料支払額証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による利子補給金の交付申請があった場合は、速やかにその審査を行い、交付すべきと認めるときは伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付決定通知書（第4号様式）により、交付すべきでないとして決定したときは伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第8条 市長は、前条の交付決定通知を受けた者の請求に基づき、利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定取消し及び返還)

第9条 市長は、利子補給金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利子補給金交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付申請に際し、不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

(届出書の提出)

第10条 利子補給の対象者は、交付期間中に次の各号のいずれかに該当する場合は、伊勢原市中小企業県制度融資利子補給変更届出書（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 住所、氏名（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）又は業種の変更があったとき。

(2) 融資条件の変更があったとき。

附 則（平成28年12月15日告示第174号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の規定は、平成28年1月1日以後の借入れを実行したものについて適用し、同日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第7号に規定するライフステージ別資金（創業期）（運転・設備）については、平成28年4月1日以後の借入れを実行したものについて適用する。

(伊勢原市経営安定資金利子補給要綱及び伊勢原市中小企業設備資金等利子補給要綱の廃止)

4 伊勢原市経営安定資金利子補給要綱（平成4年伊勢原市告示第67号）及び

伊勢原市中小企業設備資金利子等補給要綱（平成5年伊勢原市告示第101号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月28日告示第46号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年7月17日告示第21号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後に借入れを実行したものについて適用し、同日前に借入れしたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年11月30日告示第136号）

この告示は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年7月15日告示第194号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年11月30日告示第268号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

融資制度名称	補給率	補給期間	補給限度額
経営安定資金（運転）	1月1日から12月31日までに支払った約定利子の50パーセント	融資を受けた日から起算して、その融資期間のおおむね2分の1の期間	1年度1事業所につき30万円以内
経営安定資金（設備）	1月1日から12月31日までに支払った約定利子の30パーセント	第1回利子支払月より24か月以内	年額80,000円以内
小口零細企業保証資金（設備）	1月1日から12月31日までに支払った約定利子の30パーセント	第1回利子支払月より24か月以内	年額80,000円以内
小規模事業資金（設備）	1月1日から12月31日までに支払った約定利子の30パーセント	第1回利子支払月より24か月以内	年額80,000円以内
事業振興資金（設備）	1月1日から12月31日までに支払った約定利子の30パーセント	第1回利子支払月より24か月以内	年額80,000円以内
小規模企業者等設備貸与事業	1月1日から12月31日までに支払った損料の30パーセント	第1回損料支払月より24か月以内	年額80,000円以内
ライフステージ別資金（創業期）（運転・設備）	1月1日から12月31日までに支払った約定利子の50パーセント	第1回利子支払月より24か月以内	年額200,000円以内

第 1 号様式 (第 6 条関係)

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所 在 地
住所 (個人のみ)
事業所名又は屋号
代 表 者 名
電 話 番 号

印

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、同要綱第 4 条の規定による市税完納要件の確認のため、納税状況の調査に同意します。

借 入 金 額	円
借 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日
利子補給金算出額	(A) × % = (B) 円 ※小数点以下切捨て
利子補給金交付申請額	円 ※ (B) の 100 円未満を切り捨てた金額を記入 ※限度額：1 事業所につき 300,000 円

約定利子支払額証明欄 (金融機関記入欄)

一 括 返 済 日	年 月 日 ※ 年中に一括返済した場合のみ記入
利子補給対象期間	年 月 日 から 年 月 日
対 象 期 間 償 還 額	①償還額 円
	②うち元金 円
	③うち利息(①-②) (A) 円 ※延滞利息を除く

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関

代 表 者 名

印

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所 在 地
 住所（個人のみ）
 事業所名又は屋号
 代 表 者 名
 電 話 番 号

印

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱第6条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、同要綱第4条の規定による市税完納要件の確認のため、納税状況の調査に同意します。

資 金 の 種 類	<input type="checkbox"/> 小口零細企業保証資金 <input type="checkbox"/> 経営安定資金 <input type="checkbox"/> 小規模事業資金 <input type="checkbox"/> 事業振興資金 <input type="checkbox"/> 小規模企業者等設備貸与事業
借 入 金 額	円
借 入 期 間	年 月 日 から 年 月 日
利子補給金算出額	(A) × % = (B) 円 ※小数点以下切捨て
利子補給金交付申請額	円 ※(B)の100円未満を切り捨てた金額を記入 ※限度額：80,000円

約定利子支払額証明欄（金融機関記入欄）	
一 括 返 済 日	年 月 日 ※ 年中に一括返済した場合のみ記入
利子補給対象期間	年 月 日 から 年 月 日
対 象 期 間 償 還 額	①償還額 円 ②うち元金 円 ③うち利息(①-②) (A) 円 ※延滞利息を除く
第1回利子支払月	年 月
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 取扱金融機関 代 表 者 名	

印

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所 在 地
住所（個人のみ）
事業所名又は屋号
代 表 者 名
電 話 番 号

印

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱第6条の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。なお、同要綱第4条の規定による市税完納要件の確認のため、納税状況の調査に同意します。

開業（予定）年月日	年 月 日
借入金金額	円
借入期間	年 月 日 から 年 月 日
利子補給金算出額	(A) × % = (B) 円 ※小数点以下切捨て
利子補給金交付申請額	円 ※(B)の100円未満を切り捨てた金額を記入 ※限度額：200,000円

約定利子支払額証明欄（金融機関記入欄）

一括返済日	年 月 日 ※ 年中に一括返済した場合のみ記入
利子補給対象期間	年 月 日 から 年 月 日
対象期間償還額	①償還額 円
	②うち元金 円
	③うち利息(①-②) (A) 円 ※延滞利息を除く
第1回利子支払月	年 月

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関

代 表 者 名

印

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号

所在地（住所）
事業所名又は屋号
代 表 者 名 様

年 月 日付けで提出のあった伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書について、次のとおり決定したので、伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

- 1 交付対象融資制度名
- 2 交付金額 円
- 3 交付条件 伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱第9条の規定に該当すると認められたときは、この決定を取り消す。

（事務担当は、 ）

第5号様式（第7条関係）

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金不交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長 印

年 月 日付で提出のあった伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付申請書について、次の理由により交付しないことと決定したので、伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱第7条の規定により通知します。
(交付しない理由)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に伊勢原市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(事務担当は、)

第6号様式（第10条関係）

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金変更届出書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 所在地（住所）
事業所名又は屋号
代表者名
電話番号

伊勢原市中小企業県制度融資利子補給金交付要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更内容

変更前	変更後